

## 平成29年度 第1回青少年愛護審議会愛護部会 議事概要

開催日時：平成29年10月11日（水）14：00～16：00

開催場所：兵庫県民会館7階 亀の間

出席委員：8名出席

小林会長、野々山部会長

内海委員、小石委員、中島委員、林委員、藤井委員、矢橋委員

### ○議事(1) 有害興行指定について（報告）

（事務局）資料に基づき、報告

前回の審議会以降、平成28年11月30日から平成29年10月3日までに指定の55本の興行について報告

（委員）承認する。

### ○議事(2) 青少年愛護条例の改正等について（協議）

（事務局）

① J Kビジネス営業に対する規制について資料に基づき説明

（部会長）

J Kビジネスは表向きは健全な営業を装っており、7形態の営業形態を見ただけでは何が問題なのか分からない。この形態を謳った営業であれば、青少年の稼働が可能で現行法での摘発は難しいのが現実であると思う。やはり青少年愛護の観点からは条例で何らかの規制が必要との説明であった。

（委員）

添い寝、散歩、耳かき等の営業を確認しているとあるが、具体的にはどのような営業なのか。

（事務局）

添い寝は、従業員が客と個室等で添い寝をして会話等をする営業である。ま

た、散歩についても、単に散歩を楽しむだけでなく、添い寝等に連動させるケースが多い。

こういった営業は派遣型が多く、ホームページで確認してもどこでサービスをしているのか等の実態は把握できないが、ラブホテル等、密室性が高い場所を利用している可能性も否定できない。

(委員)

今は立入権限もなく、行政として実態把握もままならないということであろう。

(委員)

ガールズ居酒屋、ガールズバーといった営業は、堂々と看板を掲げて営業しているのか。

(事務局)

実際にガールズバーと掲げているだけでなく、水着姿の女性の看板を設置しているところもある。

ただ、看板だけでは営業実態は分からない部分も多い。

(委員)

県内に水着のガールズバーが存在しているとのことであるが、水着で営業することの何が悪いのか、それを規制する必要があるのかという議論も当然出てくる。

規制をするためには、その裏に潜んでいる裏オプションといったような青少年の健全育成を阻害する行為の実態に迫ることが大切だ。

(事務局)

営業実態の例として、インターネットのホームページの内容を紹介する。

神戸の添い寝営業を謳ったものであるが、完全個室制、耳かきなどのオプションも種類豊富といった記述がある。

店舗によっては、裏オプションの存在を匂わせる記述がある場合もある。

料金は年会費3,000円、指名料1,000円、添い寝コース15分2,000円、リフレ付きコース90分11,000円等となっている。

(委員)

裏オプションでやっていることにどう対応していくかは、我々の責任だ。

(委員)

派遣型のリフレというのは、客の家まで行ってサービスを提供するものか。

(事務局)

客の家まで行っているかどうかは把握できていない。

派遣型は、客から事務所に電話があると従業員を待ち合わせ場所に派遣するという仕組みで、いわゆるデリバリーヘルスと同様の形態だ。

(委員)

具体的な条例案は作成しているのか。

(事務局)

まだ作成していない。

本日示す骨子案をこの審議会で審議していただき、その後、パブリック・コメントで県民の皆様の意見をお聞きした上で条例案を作成する。

(委員)

他の自治体の規制条例では衣類の特定があり、兵庫県の改正骨子案では「性的好奇心を刺激する衣類」と書かれているが、具体的にどのような衣類を規制対象としていくのか。

(事務局)

ガールズバーの話の中で、水着といった例があったが、ガールズバーの中には普通の服を着て営業しているところもある。そういったところまで規制対象としていくのか、限定するとしたら何処までを対象とするのか、県内の実態や他府県条例の動向も見ながら規制すべき対象は漏らさないよう検討していく。

(委員)

立入調査の規定について、店舗型の営業については実効性が高く有効な手段であるが、無店舗型の場合、営業所で行われているのは事務的なことに限定される。そういった場所に立入をして実態が分かるのかという疑問がある。

従業員名簿の作成義務も規定するとのことで、これは従業員の実態把握のためには非常に重要であるが、名簿の記載内容の信憑性を担保するものが必要かと思う。

(事務局)

委員ご指摘のとおり、無店舗型の立入については、店舗型と比較してその効果は限定されてくるものと認識している。

しかし、従業員名簿の確認や条例の周知を含めて営業者の意識を高める効果も期待できるものと考えている。

(委員)

他自治体の資料のところで、愛知県と東京都では報告・立入調査のところに罰則が記載されているが、これは報告の義務を果たさなかったり立入調査を拒んだ場合に適用されるということか。

(事務局)

そのとおりである。

(委員)

J Kビジネスがこのように分類されていることや、現行法上ではJ Kビジネスの稼働可能と稼働不可能が時間によって混在していることに驚いた。

営業の自由といった観点もあるとの説明であったが、やはり青少年の保護を一番に考えるべきで、J Kビジネスに関しては服装云々に関係なく規制すべきであると思う。

この問題は、青少年の買春被害に繋がるということや、暴力団に資金が流れるといったことが考えられ、青少年をそういった入口に入らないようにすることが重要だ。

(事務局)

営業そのものを規制するのではなく、青少年の被害に結びつく可能性があるといったところに青少年を関わらせないという視点での条例規制を検討していきたいと考えている。

(委員)

成人を使つての営業であれば営業の自由もあると思うが、青少年がこういった営業に携わること自体が問題であり、このような営業に対して営業の自由を広く捉える必要はないと感じている。

条例に実効性を持たせて子どもたちがJ Kビジネスに関わらないよう、罰則についてもよく検討してもらいたい。

(事務局)

罰則と立入調査に関するご意見をいただいたが、既に条例の規制対象としている事業者への立入調査に関して、拒んだり妨げたりした場合には10万円以下の罰金又は科料と規定しており、有害役務営業の立入拒否等についても同一で検討している。

(委員)

立入拒否が10万円以下の罰金であれば、拒否するケースも多いのではないか。

(委員)

これからも10万円以下の罰金又は科料のままとするのか。

(事務局)

基本的にはその方向である。

(委員)

罰金の話については、道交法で飲酒運転の罰金が30万円に引き上げられた時に、大幅に減少したという経緯がある。

高ければそれだけインパクトはある。

(事務局)

他府県の状況も確認した上で検討する。

(部会長)

様々な意見が出たが、今後の検討に汲んでいただいて本審議会は条例の改正に賛同することとする。

(事務局)

②インターネット上の有害情報等からの青少年の保護について資料に基づき説明

(委員)

青少年のインターネット問題については、兵庫県は全国に先駆けてフィルタリングに関する規定を設け、先進的に取り組んできたという経緯がある。

(委員)

事業者の立場から発言させていただく。

フィルタリングについては、携帯電話が高機能化するに従い、その機能を一部阻害するといったイメージを持たれ、普及が伸び悩んでいるという実態がある。

6月に公布された青少年インターネット環境整備法については、そういった実態を踏まえ、事業者に対して、フィルタリングについて十分説明する義務と、フィルタリングのスイッチをオンにした状態でお店を出てもらう義務という2点が規定された。

改正法を受けた条例改正案を拝見すると、全国初ということで規定されているルールづくりに関する説明については、従前から事業者が配布しているツール等には明記されている部分であり、今後より一層徹底していくといったところであろう。

店頭でのフィルタリングの有効化措置についても、これまで希望される方には行ってきたことで、それが法律上の義務になったということ。

条例では、保護者の義務として有効化措置を希望しない場合に理由を記した申出書の提出を義務付けるとのことであるが、事業者としてはそれに備えて準備が必要となる訳で、間接的には事業者の義務となるのだが、事業者としても何らかの証跡を残す必要があると考えているので、対応しているところである。

(委員)

保護者がフィルタリング有効化措置を希望しない場合の正当な理由として、「保護者に知識があつて設定が可能」ということを示しているが、保護者が自宅で設定するのであれば、お店で設定するのと何が違うのか疑問だ。

保護者が設定をしないことがフィルタリングの普及に繋がらない原因になっているという話があつたが、保護者が自分で出来ますという理由を許容してしまった場合、安易に申出がなされてしまうのではないか。

もし、正当な理由を示すのであれば、保護者の責任として青少年が有害情報に接することがないようにしなければならない等、注意喚起を促すといった内容であるべきかと思う。

中身ではなく、技術的にフィルタリングができるかできないかということだけが残ってしまったことに違和感がある。

(事務局)

有効化措置については、フィルタリングを利用するという申出をしているにも関わらず、スイッチオンはしなくてもよいという申出をする場合の理由を考

えたときに、保護者がフィルタリングについて詳しく、自分で考えながら設定をしたいといったケースが考えられる。

(委員)

自分でできるから義務が免除されるということは成り立つのか。

(事務局)

法律では、「保護者が希望しない場合はその限りではない」と規定されている。

この趣旨は、フィルタリングをするかしないかは最終的に保護者の監護権に委ねられているということである。

ここが抜け穴となるという懸念はあるが、条例も法律の趣旨に沿ったものとしている。

(委員)

18歳未満の青少年については保護者に監護権があるので、正当な理由があつて、保護者がきちんとできるのであれば、そこに委ねるしかないであろう。

(委員)

フィルタリングを保護者に委ねている限りは、普及は絶対無理ではないか。

個人的な考えではあるが、フィルタリングをしなければ学割の対象から外されとか、あるいは初めから有効化された端末にして、外す場合は手続きが必要といったようなことをすると普及に繋がるのではないか。

(委員)

フィルタリングについては表現の自由とも深く関わっており、そう簡単なことではない。最終的には、保護者の監護権といったところにどこまで踏み込めるかといったところであろう。

有効化措置を希望しない理由については、保護者が自ら設定が可能といったことよりも、家に帰って必ず設定しますという宣言をしてもらうということではないか。

(委員)

有効化措置を希望しない正当な理由については、文章をもう少し慎重に検討してもらいたい。

(事務局)

先ほど委員からフィルタリングがかかった端末を販売すべきとの意見があったが、キッズ用のスマートフォン等、既にフィルタリングが入った状態で販売されているものもある。

しかし、機能的にかなり制限されるといったイメージがあり、事業者からは普及は進んでいないと聞いている。

(委員)

格安スマホの話があったが、端末とSIMを別々に契約するケースでは、どこでどういうフィルタリングをしなければならないのか、非常に複雑な状況になっている。

(事務局)

格安スマホについては、法の対象となるか曖昧な部分があったが、今回の改正で対象となることが明確となった。

格安スマホでも店舗を構えている場合は立入等を通じて指導を行っていくが、先ほどもあったように、端末とSIMを別々に契約するケースの場合、SIMの販売業者にフィルタリングの提供義務はあるが、有効化措置についてはどこにも義務がなく、保護者に設定していただく必要がある。

保護者に対する周知啓発が必要であると認識している。

(委員)

端末そのものが多様な売り方をされているので、事業者や代理店でも簡単にチェックができなくなっている。製造事業者や販売業者と連携して取り組んでいくことが大事だ。

ルールづくりについては、最近はネット依存等が問題になっているが、これは個人の問題ではあるけれども、家庭の問題でもあり、地域の問題でもあり、学校の問題でもあると認識した上で考えないといけない。

(委員)

学校では、年に一度は携帯電話の使い方の指導をしているところが多い。

トラブルがあった際には、保護者に使い方を確認するなどして意識の向上を図っている。

ただ、あくまでもお願いという形になるので、何か強制的なものを付けないと難しいという印象がある。



(委員)

ルールづくりについては、学校での取組が多いと思うが、地域での取組事例もあるのか。

(事務局)

前回の条例改正の経緯から説明すると、心身共に発展途上にある青少年が、健全な判断能力を育成されないままインターネットを利用することで、依存に陥ったり、犯罪被害に遭うケースが増加し、そういったことに対応するため、昨年4月1日に条例を改正し、青少年のインターネット利用のルールづくりへの支援を県内全ての人の努力義務とした。

県内では、学校や地域、家庭等でルールづくりが進んでおり、例えば神戸市では区の青少年育成協議会が中学生の話し合いを見守ってルールづくりを支援するといった取組があったり、市単位でスマホサミットを開催するなどしてルールづくりを進めていただいているところもある。

しかし、地域によって取組状況に差があったり、保護者の意識にも格差があるなどの課題も明らかになっている。

こういった中で、インターネット依存傾向にある青少年の割合は条例改正前より増加しており、更に低年齢化という傾向も見えてきている。

また、SNSなどの交流サイトを通じた犯罪被害についても増加している。

こうした状況に対応するため、保護者に対して直接説明できる機会を持っておられる携帯電話事業者に、契約時のフィルタリングの説明に合わせて、ルールづくりの必要性についても説明いただくことで、保護者の意識を向上させ、家庭でのルールづくりを更に浸透させていきたいという考えから、今回ご提案させていただいた。

(委員)

フィルタリングの説明と併せて、家庭でのルールづくりについても事業者の説明してもらおうということであれば、どういう風にルールづくりをするんだという材料を提供する必要がある。

(委員)

学校でトラブルがあった場合、その多くにSNSが絡んでいる。

そういった場合は、保護者に携帯電話の使用方法等家庭でのルールづくりをお願いすることが必要だと感じている。

学校でも、ルールづくりをしているところがあり、意識が高まりつつある。

(委員)

この問題については、教員がああしろこうしろと指導するのは難しい。

子どもたちが自分たちで考えてルールづくりをする場を作ってあげることや、学校間でルールの内容等の情報交換をすることが大事だ。

(部会長)

青少年のインターネット対策については、今議論してきたとおり条例改正をすすめていただくことで、審議会として承認する。

(事務局)

③青少年愛護条例の改正（改正骨子案）について資料に基づき説明

(委員)

本日の議論を汲み取っていただいた上で、パブリック・コメントの改正骨子案を委員にお示しいただけるか。

(事務局)

骨子案については、本日議論いただいた内容、例えばフィルタリング有効化措置を希望しない理由のところ、宣言的な内容を定めるべきではないかといったこと等を踏まえ、更に、児童ポルノの自撮り勧誘行為の問題も盛り込むべきだという議論もあることから、もう少し内部で検討させていただいた上で委員の皆様にご提示できればと考えている。

その後、パブリック・コメントをかけ、県民に皆様のご意見をいただくという形になる。

(部会長)

各委員は条例改正に賛同している。

我々の意見だけでなく、県民の皆様の意見も反映させ、実効性のある条例にしていきたい。